

松本短期大学における公的研究費の運営・管理の責任体制

|               |  |   |
|---------------|--|---|
| 最高管理責任者       | 学長   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・機関全体の公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。</li> <li>・不正防止計画を策定し、計画の進捗管理を行う。</li> </ul>  |
| 統括管理責任者       | 法人事務局長                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。</li> <li>・不正防止計画委員会の委員長として不正防止計画の策定し、進捗管理を行う。</li> <li>・不正防止計画委員としてコンプライアンス教育の実施について管理を行う。</li> </ul> |
| コンプライアンス推進責任者 | 学科長<br>図書館長<br>事務長                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・部門責任者として各部局における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。</li> <li>・不正防止計画委員として機関内の研究者等に対してコンプライアンス教育の実施・管理を行う。</li> </ul>  |
| 不正防止計画推進委員会   | 統括管理責任者<br>コンプライアンス推進責任者                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正防止計画の策定し、進捗管理について協力する。</li> <li>・研究費の使用及び事務処理手続きに関するルールについて作成し、周知を図る。</li> <li>・公的研究費の採択者及び事務担当者に対してのコンプライアンス教育研修会の実施。</li> </ul>                   |
| 内部監査部門        | 法人事務局  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「研究機関における公的研究費の運営・管理のガイドライン（実施基準）」に基づき、内部監査を実施する。</li> </ul>  |
| 研究倫理委員会       | 学科長 1 名<br>各学科より選任された教員<br>事務局より選任された職員<br>等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究に関わる計画書の審査に関する審議・指導等を行う。</li> <li>・研究活動の不正行為に係る調査及び審査を行う。</li> <li>・研究倫理教育の策定・実施する。</li> </ul>  |